

観光立国推進基本計画(現行)より抜粋

第1 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

1. はじめに

観光立国の実現は、観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)に定められているとおり、地域経済の活性化、雇用の機会の増大、国民の健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造、国際相互理解の増進等の意義を有するものである。

同法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ここに観光立国推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることとする。

2. 基本的な方針

この基本計画においては、観光立国推進基本法の規定にしたがい、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備について、具体的な目標を掲げるとともに、政府が講ずべき施策等について定めている。

これらの施策については、特に以下の方針に基づいて推進することとする。

第一に、観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大させるとともに、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展させていく。

国民の観光旅行の促進は、国民が健康的でゆとりのある生活を実現する上で必要不可欠なものである。また、世界に例を見ない水準の少子高齢社会において活力に満ちた地域社会を実現していくためには、日本人・外国人を問わず、我が国において観光による交流人口を拡大していくことが極めて重要である。

第二に、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進していく。

観光立国の実現に向け、観光の発展を一過性の現象にとどめないためには、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重すること、地域固有の観光資源を保全、育成しつつ、適切に活用していくこと、観光地における環境保全に十分配慮することが極めて重要である。

第三に、観光の発展を通じ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ち

た地域社会を実現していく。

観光産業は多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供するものであり、観光の発展は地域固有の伝統、文化、歴史などの魅力を輝かせるものであることから、それらの優れた特質を地域社会の発展のために最大限生かしていくことが重要である。

第四に、観光の発展を通じ、国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献していく。

21世紀の地球的規模での大交流時代の到来や文化交流の高まりに対応するためには、文化力、知力や情報力に根ざしたソフトパワーを高めることが不可欠であり、観光の発展を通じて、内外の人々や企業等を惹きつける磁力を強化していくことが重要である。

3. 計画期間

この基本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつ、今後5年間を対象として策定する。